

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	817
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	不登校児童生徒等の教育を行う N P O 法人で一定の実績等を有するものの学校設置の容認
意見提出者名	神奈川県県民部青少年課
意見の要点	不登校児童生徒等を対象とした N P O 法人による学校設置について、校舎及び運動場の基準面積の緩和を図られたい。
意見に対する 回答	<p>N P O 法人立の学校等の設置認可の際の認可の基準としては、学校種ごとに定められている設置基準を満たしている必要があるが、小・中学校設置基準については、必要な校地、校舎、運動場の面積等を定めている一方で、これらの事項について「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」としており、設置認可権者が設置基準を適用するにあたり、弾力的な運用を認めているところである。(なお、高等学校設置基準については、平成 1 5 年度中に改正し、小・中学校設置基準と同様、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、基準を弾力化する予定。)</p> <p>ただし、学校である以上、そこで学ぶ児童生徒の修学を適切に確保する等の観点から、安定的、継続的に学校経営が行われることが必要であり、そのために最低限必要な施設・設備等を備えていることについては設置認可権者の責任において適切に判断する必要がある。</p> <p>なお、特区の 2 次提案に対応した措置として、校地校舎の自己所有要件の緩和も行うこととしており、N P O 法人による学校の設置の特例とあわせて、校地校舎の自己所有要件緩和の特例を申請し、認定を受けた場合であって、当該学校の認可権者が学校経営の安定性・継続性を担保できると認める場合には、借用の土地・建物を校地校舎とすることを認めることができる。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	816
構造改革特区 において実施 可能な特例措 置	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。
意見提出者名	東京都千代田区(企画総務課)
意見の要点	学校設置会社が設置する学校が大学・大学院である場合についても、地方公共団体に直接的な「転学のあっせんその他の必要な措置」を義務づけるのか。間接的なあっせんのしくみと解釈することは可能か。
意見に対する 回答	<p>地方公共団体の発意に基づき、その責任の下で実現するという構造改革特区の趣旨から、特区の認定を受けた地方公共団体が適切に対応することが必要であるため、構造改革特区法第 12 条第 7 項により、株式会社により設置された学校が破綻した場合等にセーフティネットを構築することを認定地方公共団体に義務づけたところである。</p> <p>したがって、学校設置会社が設置する学校が大学・大学院である場合についても、認定地方公共団体は、当該学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する大学・大学院の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>「必要な措置」の具体的内容については、認定地方公共団体が学生等の立場に立って、当該学校に在学する者が適切な就学を維持するために最も適切な措置を選択すべきであり、例えば、転学のあっせんや情報の提供、相談への対応など、その方法は当該認定地方公共団体に委ねられるが、構造改革特区の趣旨に鑑み、学生の立場に立った責任ある対応が求められる。</p> <p>本特例が認められた構造改革特別区域法の一部を改正する法律の成立時の附帯決議においても「株式会社及び特定非営利法人による学校の設置・運営については、...中略...当該設置主体の経営状況の変化等により学生、生徒、児童等が安定的かつ継続的に教育を受ける機会を失うことがないように万全を期すこと。」とされているところである。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	817
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行う N P O 法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。
意見提出者名	教育の多様性の会
意見の要点	現在の案文のままでは、「不登校児童生徒等」の「等」に含まれる者として、親の教育方針によって、(学校教育法第 1 条の学校ではない) 学校を選んでいる者が含まれないので、不適切である。
意見に対する回答	<p>N P O 法人立学校が対象とする「不登校児童等」とは、第 1 3 条の通り「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している者」や「発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要な者」をいい、そのような者を対象とする学校であれば、本特例の対象となる。</p> <p>本特例は教育内容の特例を含むものではないことに留意されたい。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	801-1,816 , 821
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	教育上又は研究上の特段のニーズがあり、かつ当該地域において校地・校舎を自己所有とすることが困難である場合には、当該ニーズに対応した教育を行う大学等を設置する場合には、校地・校舎は、負担附又は借用であっても差し支えないこととする。
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	<p>1 . 学校設置会社が大学等を設置する場合に、校地校舎が借用であっても差し支えないとしているが、借用に当たって今後何らかの条件が課されることはないか。</p> <p>2 . 特区法改正後、大学設置基準を見直す考えはないか。</p> <p>3 . 特区法改正後、大学設置・学校法人審議会の委員構成を見直す考えはないか。</p>
意見に対する 回答	<p>1 . について</p> <p>「特区の認定に当たっては、「自己所有が困難である地域であること」「当該大学等が当該地域における特段のニーズに対応する教育又は研究を行う大学等であること」以外の要件を課すことはない。ただし、大学の設置認可に当たっては、学校法人が大学を設置する場合と同様に、他の要件を満たす必要があることに留意されたい。</p> <p>2 . 及び 3 . について</p> <p>学校設置会社による大学は、制度上国公立大学や既存の私立大学(学校法人立大学)と異なるものではないことから、これを認めることになったことに伴って設置基準や審議会の構成を見直すことは考えていない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	816
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。
意見提出者名	東京都 (知事本部企画調整部企画調整課)
意見の要点	<p>1 - (1)</p> <p>学校設置会社は、学校の設置を主たる目的としなければならないのか。社会的信望等の要件を満たせば、どのような事業を行っている会社でも良いのか、具体的な基準等が必要。また「社会的信望」についても、例示するなど、具体的な基準等を示すことが必要。</p> <p>1 - (2)</p> <p>「特別の事情に対応するための教育」について、例示するなど、具体的に示すことが必要。</p>
意見に対する 回答	<p>1 - (1) について</p> <p>学校設置会社は、学校の設置を主たる目的としている必要はない。また、当該会社が行っている事業についても特に限定はしない。</p> <p>役員の「社会的信望」については、学校教育の経営者としてふさわしくないような経歴を有していないことなどである。</p> <p>1 - (2) について</p> <p>「特別の事情に対応するための教育」とは、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特色ある産業創出を可能とする人材の育成や企業家の輩出を目的とする大学院を株式会社により設置すること ・ 高校生の就職難の解消を目的として、社会人にとって必要な教養と基礎知識を、より実践的なトレーニングによって行う高校を株式会社により設置すること <p>など、様々なケースが考えられる。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	817
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行う N P O 法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。
意見提出者名	東京都 (知事本部企画調整部企画調整課)
意見の要点	<p>2 - (1) 「一定の実績」について、例示するなど、具体的に基準等を示すことが必要。</p> <p>2 - (2) 不登校児童生徒の欠席に係る「相当の期間」について、例示するなど具体的な基準等を示すことが必要。</p> <p>2 - (3) 「相当程度」の実績について、例示するなど、具体的に基準等を示すことが必要。</p> <p>2 - (4) 「社会的信望」について、例示するなど、具体的に基準等を示すことが必要。</p>
意見に対する回答	<p>2 - (1) 及び 2 - (3) について 「特定非営利活動の実績が相当程度あること」とは、不登校児童生徒や学習障害 (L D) ・ 注意欠陥 / 多動性障害 (A D H D) のある児童生徒など特別の配慮を必要とする児童生徒を対象とした活動を一定期間以上行っており、これらの児童生徒の利益の増進に寄与していると認められるものを指し、具体的には、不登校児童生徒等を対象とした当該特定非営利活動法人の活動状況や地域の実情等を踏まえ、地方公共団体において判断することとなる。</p> <p>2 - (2) について 不登校児童生徒の欠席に係る「相当の期間」について、「相当の期間」であるかないかについては、地域の実情に応じて、個々の「不登校状態」にある生徒の実態に即した学習の支援を行うという観点から、特区の申請を行う地方公共団体が判断することが適当であると考え (なお、小・中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間 3 0 日以上欠席という定義が一つの参考になるということについて、8 0 3 のマニュアルでも明らかにしているところ。8 1 8 については、次紙参照。)</p> <p>2 - (4) について 役員の「社会的信望」については、学校教育の経営者としてふさわしくないような経歴を有していないことなどである。</p>
担当省庁名	文部科学省

別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	8 1 8
構造改革特区において実施可能な特例措置	不登校状態にある生徒を対象とする高等学校の設置に係る教育課程の弾力化
意見提出者名	東京都
意見の要点	2 - (2) 「不登校状態」である「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる生徒」に関して、「相当の期間」について例示するなど具体的に基準等を示すことが必要。
意見に対する回答	本特例措置の趣旨は、当該地方自治体の発意により、不登校状態にある生徒の実情に即した学習の支援が行われるようするものである。「相当の期間」にわたり欠席している「不登校状態」にある生徒について、「相当の期間」であるかないかについては、地域の実情に応じて、個々の「不登校状態」にある生徒の実態に即した学習の支援を行うという観点から、当該学校を所管する地方公共団体が判断することが適当であると考え（なお、小・中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間 30 日以上欠席という定義が一つの参考になるということについて、803 のマニュアルでも明らかにしているところ。）
担当省庁名	文部科学省

別表1（第2次提案に基づく追加部分）の原案に関する一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	818
構造改革特区において実施可能な特例措置	不登校状態にある生徒を対象とする高等学校の設置に係る教育課程の弾力化
意見提出者名	東京都
意見の要点	不登校状態にある生徒を対象とする高等学校の設置に係る教育課程の弾力化の特例措置の実施に当たっては、不登校状態であればどのような教育課程でも高校を卒業できるなど、高等教育そのものに対する考えが安易な方向に流れることがないよう留意する必要がある。
意見に対する回答	<p>本特例措置の趣旨は、不登校状態にある児童生徒を対象とした学校において、憲法・教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校状態にある生徒に配慮した教育がなされるものと認められる場合に、教育課程の基準によらない弾力的な教育課程の編成・実施を可能とするものである。</p> <p>もとより、当該特例措置の適用に当たっては、憲法・教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえたものであることが必要である（803のマニュアルにおいてもこの点を明らかにしているところ）。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

<p>対応方針 別表 1 の番号</p>	<p>817</p>
<p>構造改革特別区域において実施可能な特例措置</p>	<p>不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行う N P O 法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。</p>
<p>意見提出者名</p>	<p>横浜にシュタイナー学園をつくる会</p>
<p>意見の要点</p>	<p>1 . 「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校 (大学及び高等専門学校を除く。) を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児 (以下「不登校児童等」という。) 」の部分について、「学校生活への適応が...略...教育上特別の指導が必要である等特別のニーズを認められる児童、生徒若しくは幼児」と修正すべき。</p> <p>2 . 「文部科学省令で定める基準 (高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。) に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。」という規定は、 N P O 法人が学校設置をする上で非現実的である。</p> <p>3 . 学校設置非営利法人の要件である「特定非営利活動の実績が相当程度あること」について、特定非営利活動「またはそれと同様の活動の」実績が相当程度あることとして欲しい。</p>
<p>意見に対する回答</p>	<p>1 . について ご意見の意図が不明だが、 N P O 法人立学校が対象とする「不登校児童等」とは、第 1 3 条の通り「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している者」や「発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要な者」をいい、そのような者を対象とする学校であれば、本特例の対象となる。 本特例は教育内容の特例を含むものではないことに留意されたい。</p> <p>2 . について N P O 法人立の学校等の設置認可の際の認可の基準としては、学校種ごとに定められている設置基準を満たしている必要があるが、小・中学校設置基準については、必要な校地、校舎、運動場の面積等を定めている一方で、これらの事項について「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」としており、設置認可権者が設置基準を適用するにあたり、弾力的な運用を認めてい</p>

	<p>るところである。(なお、高等学校設置基準については、平成15年度中に改正し、小・中学校設置基準と同様、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、基準を弾力化する予定。)</p> <p>また、運営に必要な資金についても、認可権者で、この特区の趣旨を踏まえた弾力的な判断が可能である。</p> <p>ただし、学校である以上、そこで学ぶ児童生徒の修学を適切に確保する等の観点から、安定的、継続的に学校経営が行われることが必要であり、そのために最低限必要な施設・設備、資金等を備えていることについては設置認可権者の責任において適切に判断する必要がある。</p> <p>なお、特区の2次提案に対応した措置として、校地校舎の自己所有要件の緩和も行うこととしており、NPO法人による学校の設置の特例とあわせて、校地校舎の自己所有要件緩和の特例を申請し、認定を受けた場合であって、当該学校の認可権者が学校経営の安定性・継続性を担保できると認める場合には、借用の土地・建物を校地校舎とすることを認めることができる。</p> <p>3. について</p> <p>本特例は、不登校児童等を対象として、「当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めた場合」の特例であるから、相当程度必要なNPO法人の「実績」は「特定非営利活動の実績」とせざるを得ない。</p> <p>なお、対応方針にいう一定の実績「等」は、資産や役員に係る要件を指している。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	801-1, 821
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	教育上又は研究上の特段のニーズがあり、かつ当該地域において校地・校舎を自己所有とすることが困難である場合には、当該ニーズに対応した教育を行う大学等を設置する場合には、校地・校舎は、負担附又は借用であっても差し支えないこととする。
意見提出者名	大阪府
意見の要点	<p>1 .「特段のニーズ」の「特段」は、定義が曖昧であるからを削除されたい。</p> <p>2 .「当該地域において校地・校舎を自己所有とすることが困難である」という要件を「教育・研究に支障を及ぼさない」と改めるべきである。</p>
意見に対する回答	<p>特区制度は、特定の地域に、特段のニーズのある場合について特例を認めるものである。</p> <p>本特例は、当該地域に特段のニーズが存在し、当該ニーズに対応する教育又は研究を行う大学等の設置をする必要があるが、校地・校舎を自己所有とすることが困難である場合において、校地・校舎の自己所有要件を緩和することによりその設置を可能とするものである。</p> <p>いずれにせよ、何を特段のニーズとするかについては、申請主体である地方公共団体が判断することである。</p>
担当省庁名	文部科学省